

多治見市教育支援委員会条例

(設置)

第1条 障害又は発達に課題のある児童、生徒及び幼児（以下「障害のある児童生徒等」という。）の就学及び教育的支援について調査及び審議をするため、多治見市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。

- (1) 障害のある児童生徒等の就学に関する事項
- (2) 障害のある児童生徒等の教育的支援に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害のある児童生徒等に関して必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 小中学校長
- (3) 特別支援教育担当教諭
- (4) 学識経験者
- (5) 東濃こども相談センター職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、支援委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の委員会は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の

決するところによる。

(部会)

第7条 委員会には、第2条各号の規定による事項を調査及び審議するため、部会を置くことができる。

2 部会には部会長を置き、委員長の指名によりこれを定める。

3 部会長は、部会の議事その他の事務を処理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和52年3月26日条例第3号)別表中「就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改める。